

松監事第15号
令和4年8月17日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市監査委員 上 杉 陽 一
同 竹 本 祐 子
同 上 條 俊 道

令和3年度経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 審査の対象
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 審査の期間
令和4年6月1日から令和4年8月16日まで
- 3 審査の方法
 - (1) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき適正に作成されているか、などに主眼を置き、松本市監査基準に準拠して審査を実施しました。
 - (2) 市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を受けました。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	令和3年度 資金不足比率	令和2年度 資金不足比率	(参考)経営健全化 基 準
	%	%	%
地域排水施設事業特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	—	20.0
奈川観光施設事業特別会計	—	—	20.0
松本城特別会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
上高地観光施設事業会計	—	—	20.0

※ 「—」は、資金不足額がないことを示します。

5 附帯意見

資金不足比率については、全ての公営企業会計において資金不足が生じておらず、該当なしとなっています。

しかしながら、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況の会計もあります。中核市移行に伴い、市の業務が拡大し、より専門性の高さを求められる中で、今後も計画的に行財政運営を行い、経営健全化に努めてください。